

就労選択支援の施行について

1 概 要

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、新たな就労系サービスとして、「就労選択支援」が設けられた。国からは、令和7年10月1日の施行を予定していることが発表されており、本県においても、円滑な事業実施に向けて事業所や市町と連携し準備を進めていく。

2 今後のスケジュール（予定）

令和7年	4月頃	国による基準解釈通知等の発出
	6月頃	県自立支援協議会 就労支援部会の開催 (条例改正)
	8月末	指定申請書締切り（県指定分）
	10月	就労選択支援事業の開始

※県自立支援協議会 就労支援部会については、令和7年度より再開し、就労選択支援をはじめとした就労分野の課題について協議を行う。

（参考）就労選択支援の内容

本人が就労先や働き方についてより良い選択を行えるよう、就労継続支援等の利用前に以下の内容の支援を行う。

- ① 作業場面等を活用したアセスメントの実施
- ② アセスメント結果に基づく助言・指導や、社会資源の情報提供
- ③ 計画相談支援事業所等の関係機関との連携・調整